新型コロナウイルス（オミクロン株 XE系統等変異株）対応

全国衛生順守運動理容サロンチェックシート

　理容サロンの衛生管理は、新型コロナウイルス感染症の出現により、「接触感染」への対応に加えて「飛沫感染」への対応が求められています。理容師法に定められた衛生消毒の完全履行はもちろん、理容業のコロナ対策ガイドラインを遵守して、感染しない・させない、安心なサービスを提供しましょう。

※理容師法に定められた消毒法・ガイドラインの詳細は、全国理容連合会ホームページ（riyo.or.jp）にも最新情報として掲載しています。

理容師法関係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新型コロナウイルス対策関係

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 点検（〇印をつけてください） | | |  | 項　目 | | 点検（〇印をつけてください） | | |
| 9/1 | 9/15 | 9/30 |  | 9/1 | 9/15 | 9/30 |
| １ | 使用する器具は、消毒前に流水で十分に洗浄する。 |  |  |  |  | １ | サロンの入り口や店内に消毒液を設置する。 |  |  |  |
| ２ | 血液の付着した器具は煮沸消毒器やエタノール等、理容師法施行規則に基づき消毒する。 |  |  |  |  | ２ | 石鹸と流水による手洗いを励行する。 |  |  |  |
| ３ | 血液付着のない器具は紫外線消毒や逆性石鹸等、理容師法施行規則に基づき消毒する。 |  |  |  |  | ３ | 共用物品や高頻度接触部位は随時清拭消毒する。 |  |  |  |
| ４ | 消毒後の器具は流水で洗浄し、使用済器具と区分して保管する。 |  |  |  |  | ４ | 不特定多数が触れる場所は次亜塩素酸ナトリウムを用いて始業前、終業後に清拭消毒する。 |  |  |  |
| ５ | 首に巻くタオル、ネックペーパー等は清潔なものを使用し、お客さまごとに取り替える。 |  |  |  |  | ５ | 手洗い場にはペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを設置する。 |  |  |  |
| ６ | 布類は洗剤で洗浄後、蒸気消毒器や次亜塩素酸ナトリウム等、理容師法施行規則に基づき消毒する。 |  |  |  |  | ６ | 始業前に体温等従業者の体調確認を行う。 |  |  |  |
| ７ | お客さまごとの施術の前後に手指消毒する。流水と石鹸による手洗いは手指を15秒以上洗浄する。 |  |  |  |  | ７ | マスクを常時着用し、必要に応じてフェイスシールドを着用する。 |  |  |  |
| ８ | 煮沸消毒器で消毒の場合は沸騰してから２分間以上煮沸する。 |  |  |  |  | ８ | 常時換気または定期的に換気する（１時間に２回以上）。 |  |  |  |
| ９ | 紫外線消毒は85μW/㎠以上の紫外線を連続して20分間以上照射する。 |  |  |  |  | ９ | 密集しないように予約制など来客の調整をする。 |  |  |  |
| 10 | 蒸気消毒は80℃を超える蒸気に10分間以上触れさせる。 |  |  |  |  | 10 | 椅子の間隔等ソーシャルディスタンスを確保する（施術中を除き１m以上）。 |  |  |  |
| 11 | 消毒液は適切な濃度に調整し、適切な消毒時間浸す。 |  |  |  |  | 11 | 会話は最小限とする。 |  |  |  |
| 12 | 消毒液は汚れの程度に応じて適切に新しいものと取り替える。 |  |  |  |  | 12 | 複数の顧客が共有する雑誌類の提供は行わない。 |  |  |  |
| 13 | 店内は毎日清掃・整理し清潔である。 |  |  |  |  | 13 | 鼻水、唾液等がついたゴミ、マスク等はビニール袋等に入れて密閉する。 |  |  |  |
| 14 | 十分な採光、照明が確保されている。（最低100Lux。300Lux以上が望ましい） |  |  |  |  | 14 | 来店時の体調や体温の状況によっては入店をご遠慮いただく。 |  |  |  |
| 15 | 店内の温度・湿度は適切である（温度は17～28℃、相対湿度は40～70％が望ましい） |  |  |  |  | 15 | 施術中はお客さまにマスクを着用いただく。 |  |  |  |